

# 社会福祉法人高洲福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は社会福祉法人高洲福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程において役員及び評議員とは、次の各号に掲げる者とする。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

## （報酬）

第3条 役員及び評議員の報酬は、原則支給しない。

## （費用弁償）

第4条 役員及び評議員が、次の各号に掲げる業務に従事するために、公共交通機関（電車、バス）の利用に要した交通費については、その実費を支給するものとする。

- （1）評議員会及び理事会に出席した場合。
- （2）定款第18条に規定する監査を行った場合。
- （3）その他、前各号に掲げる事項に関わる会議等に出席した場合。
  - 2 役員が自家用車を利用した場合は、旅費規程に準じて、所定交通費の半額を支給する。
  - 3 役員が自転車を利用した場合及び徒歩の場合は、交通費は支給しない。

## （改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

## 附則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。